

## ◎赤池小学校の増築計画について

### (1) 普通教室数の不足状況 (推計)

・普通教室利用可能数	⇒	令和 6年度	30	
・令和5年10月人口推計必要教室数	⇒	令和 9年度	30	(±0)
		令和10年度	30	(±0)
		令和11年度	31	(▲1)
		令和12年度	32	(▲2)

※ただし、区画整理の進捗次第でR9以前に不足する可能性あり



**少しでも早い時期**での増築が必要  
(令和6年度増築設計実施)

### (2) 増築教室総数の検討

- ・上記推計より**最低でも普通教室2室**の確保が必要
- ・特別支援児童数も増加傾向にあり普通教室と別に整備が必要  
(特別支援学級用教室は8人/クラス)



増築可能な最大の教室数を確保する必要がある。

## **(参考1) 令和3年度適正規模検討委員会（提言）より**

今回、適正化の必要はないが、土地区画整理事業による宅地化の動向によっては、児童数が急激に増加する可能性も考えられるため、引き続き動向を注視しつつ、現有施設を最大限活用できるよう、大規模な改修や増改築等の施設整備についての対応を検討すべきである。

## **(参考2) 令和3年度適正規模検討委員会（中間報告）より**

令和3年度に「適正規模」から「大規模」となり、児童数の増加や、35人学級の対応により必要教室数が増え、教室数に余裕が少ない状況が一定期間続くものの、次第に、児童数は減少傾向に転じる見込みである。しかし、施行中の赤池箕ノ手土地区画整理事業を含む学区であることから、前回提言と同様、動向を注視することとした。

なお、赤池小学校は、適正化が必要となった場合、隣接校の学校規模等の状況から学区の見直しを選択することは難しいため、増築を検討することとなるが、学校敷地が狭く、手法が限定されることが予想されるため、あらかじめ大規模な改修や増改築により現有施設を最大限活用できる方法を検証しておくべきと判断した。ただし、増築等を行う場合は、学校規模が大きくなることによる影響が懸念されることから、児童の教育環境や教育内容に最大限の配慮をするべきである。